

Ⅱ 公文書公開制度の運用状況

1 公文書公開の請求件数及びその処理状況

公文書公開の請求件数とその処理状況は、表1のとおりです。

表1

(単位：件)

年度	請求 件数	処理状況								
		公開	一部公開	非公開			却下	期間延長	期限の 特 例	取下げ
				非公開情報	不存在	存否応答拒否				
26	2271	1559	537	24	173	8	0	107	2	59
27	2451	1795	436	35	159	8	13	46	10	67

備考

- 1 1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の決定件数の合計は一致しません。

2 実施機関別の公文書公開の請求件数及びその処理状況

実施機関別の請求件数等は、表2のとおりです。

表2

(単位：件)

実施機関	請求件数		処理状況							
	26	27	公開	一部 公開	非公開			却下	取下げ	
					非公開 情 報	不存在	存否応 答拒否			
市 長	会 計 室	2	2	1	0	0	1	0	0	0
	市 長 室	49	17	6	7	1	0	0	0	3
	総 務 企 画 局	67	63	24	26	7	11	1	0	2
	財 政 局	85	98	60	25	0	8	0	0	5
	市 民 局	39	58	11	40	2	5	0	0	3
	こども未来局	50	50	30	14	0	6	0	0	0
	保 健 福 祉 局	216	189	144	35	1	19	0	3	2
	環 境 局	63	67	47	13	1	2	1	0	3
	経 済 観 光 文 化 局	29	41	19	21	0	7	0	0	0
	農 林 水 産 局	61	60	42	12	0	7	0	0	1
	住 宅 都 市 局	158	184	110	43	3	25	2	0	6
	道 路 下 水 道 局	526	620	555	41	1	6	0	0	19
	港 湾 局	107	121	111	8	0	1	0	0	3
	区 役 所	507	493	407	52	5	14	1	9	6
小 計	1959	2063	1567	337	21	112	5	12	53	
議 長	19	14	5	8	0	0	0	0	1	
教 育 委 員 会	64	109	55	32	5	20	3	1	4	
選 挙 管 理 委 員 会	8	9	2	7	0	1	0	0	0	
人 事 委 員 会	3	2	2	0	0	0	0	0	0	
監 査 委 員	5	1	1	0	0	0	0	0	0	
農 業 委 員 会	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	0	1	0	1	0	0	0	0	0	
公 営 企 業 水 道 局	104	142	132	5	0	0	0	0	6	
管 理 者 交 通 局	31	30	16	8	0	4	0	0	2	
消 防 長 消 防 局	54	57	8	32	0	21	0	0	0	
福 岡 市 立 病 院 機 構	8	9	4	5	0	0	0	0	0	
福 岡 市 住 宅 供 給 公 社	13	11	2	1	8	0	0	0	0	
福 岡 市 土 地 開 発 公 社	0	2	1	0	1	1	0	0	0	
担 当 課 な し	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
合 計	2271	2451	1795	436	35	159	8	13	67	

備考

- 1 1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の決定件数の合計は一致しません。

3 不服申立ての件数及びその処理状況

公文書の公開請求に対する実施機関の決定や、公開請求に関する実施機関の不作為について不服がある者は、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。不服申立ての件数とその処理状況は、表3のとおりです。

表3

(単位：件)

区分	件数	処理状況						
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	継続審議	審議済未決定
平成26年度以前からの継続申立て分	16	0	2	13	0	0	0	1
平成27年度の申立て分	25	0	0	0	6	0	19	0
合計	41	0	2	13	6	0	19	1

備考

・特になし。

4 公文書の複写の状況及びその費用の徴収状況

公文書の複写の状況及びその費用の徴収状況は表4のとおりです。

表4

区分		平成26年度		平成27年度	
		数量	金額	数量	金額
用紙	モノクロ	108,987枚	1,089,870円	107,393枚	1,073,930円
	カラー	1,311枚	39,330円	4,548枚	136,440円
写真フィルム (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
スライド (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
CD-R		200枚	14,000円	438枚	30,660円
DVD-R		0枚	0円	3枚	360円
録音カセットテープ		0巻	0円	0巻	0円
ビデオカセットテープ		0巻	0円	0巻	0円

備考

・用紙に複写する場合 モノクロ1枚(片面)10円、カラー1枚(片面)30円。写真フィルム1枚30円、スライド1枚80円、CD-R1枚70円、DVD-R1枚120円、録音カセットテープ1巻170円、ビデオカセットテープ1巻170円。

5 情報公開審査会への諮問の状況

情報公開審査会は、

- ① 諮問された不服申立て事案について審議し、
 - ② 情報公開制度の運用に関する重要事項について、諮問に応じて答申し、及び建議することができます。【福岡市情報公開条例第23条第2項】
- 平成27年度及び過年度になされた諮問について、審査会で処理したものの概要は表5のとおりです。

表5

諮問の概要	①不服申立て事案についての諮問
-------	-----------------

(平成26年度諮問第1号)	1. 教育委員会職員課が行った懲戒処分に関する記者発表資料(過去10年分)。2. 教育委員会職員課が行った懲戒処分の件数がわかる書類(過去10年分・記者発表しなかった分を含む)
実 施 機 関	教育委員会職員課
決 定 年 月 日	平成26年2月18日(一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当 氏名, 年齢, 所属の一部については個人に関する情報であるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年3月10日
諮 問 年 月 日	平成26年4月7日
答 申 年 月 日	平成27年3月10日
答 申 内 容	「1. 教育委員会職員課が行った懲戒処分に関する記者発表資料(過去10年分)。2. 教育委員会職員課が行った懲戒処分の件数がわかる書類(過去10年分・記者発表しなかった分を含む)」について, 教育委員会が行った一部公開決定処分は妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成27年4月6日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却(答申どおり)

諮 問 の 概 要 (平成26年度諮問第2号)	①不服申立て事案についての諮問 「福岡市立総合図書館で発生した図書整理委託料の水増し払いに対する内部通報に関する調査関係書類」の一部公開決定処分
実 施 機 関	教育委員会職員課
決 定 年 月 日	平成26年1月31日(一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号及び第5号に該当 ・ 関係職員の所属名, 職名, 氏名については, 個人に関する情報であるため。また, 「事件の概要及び処分等にあたっての考え方」及び措置に関する文書については, 個人の権利利益を害するおそれがあるため。 ・ 事情徴収の内容及び「事件の概要及び処分等にあたっての考え方」については, 公開されると今後の公正な処分を行う上で支障が生じ, ひいては公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障が生じるおそれがあるため。 条例第7条第2号 ・ 当該委託契約の相手方の名称等については, 公開することによりその正当な利益を害するおそれがあり, また, 事情聴取の内容については, 任意に提供されたものであるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年4月1日
諮 問 年 月 日	平成26年4月30日
答 申 年 月 日	平成27年3月31日
答 申 内 容	「福岡市立総合図書館で発生した図書整理委託料の水増し払いに対する内部通報に関する調査関係書類」について, 福岡市教育委員会が行った一部公開決定は, 別表に示す部分については公開とするのが妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成27年5月1日
裁 決 ・ 決 定 内 容	一部認容(答申どおり)

諮 問 の 概 要 (平成26年度諮問第3号)	①不服申立て事案についての諮問 〇〇中学校学教諭の主張する「第三者によるコミュニケーション」の文言について言及している文書
実 施 機 関	教育委員会学校指導課
決 定 年 月 日	平成26年2月21日(非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求にかかる公文書を保有していない。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年4月10日
諮 問 年 月 日	平成26年5月12日
答 申 年 月 日	平成27年6月8日
答 申 内 容	「〇〇中学校学教諭の主張する「第三者によるコミュニケーション」の文言について言及している文書」について, 福岡市教育委員会が行った非公開決定処分は妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成27年7月8日

裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却(答申どおり)
---------------	-----------

諮 問 の 概 要 (平成26年度諮問第4号)	①不服申立て事案についての諮問 〇〇中学校学級通信の掲載内容について根拠となった文書
実 施 機 関	教育委員会学校指導課
決 定 年 月 日	平成26年2月21日(非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求にかかる公文書を保有していない。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年4月10日
諮 問 年 月 日	平成26年5月12日
答 申 年 月 日	平成27年6月8日
答 申 内 容	「〇〇中学校学級通信の掲載内容について根拠となった文書」について、福岡市教育委員会が行った非公開決定処分は妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成27年7月8日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却(答申どおり)

諮 問 の 概 要 (平成26年度諮問第5号)	①不服申立て事案についての諮問 平成21年度～平成23年度〇〇中学校において、部活動指導者・補助指導者に対して指導を委嘱する際に、「守秘義務」について通達した文書
実 施 機 関	教育委員会学校指導課
決 定 年 月 日	平成26年2月21日(非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求にかかる公文書を保有していない。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年4月10日
諮 問 年 月 日	平成26年5月12日
答 申 年 月 日	平成26年6月8日
答 申 内 容	「平成21年度～平成23年度〇〇中学校において、部活動指導者・補助指導者に対して指導を委嘱する際に、「守秘義務」について通達した文書」について、福岡市教育委員会が行った非公開決定処分は妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成27年7月8日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却(答申どおり)

諮 問 の 概 要 (平成26年度諮問第6号)	①不服申立て事案についての諮問 平成26年3月3日付け福市住公第769号において、公文書を公開しない理由欄に記載されている内容の根拠となる現地調査(月日)等の資料
実 施 機 関	住宅供給公社保全課
決 定 年 月 日	平成26年4月2日(非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求にかかる公文書を保有していない。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年4月17日
諮 問 年 月 日	平成26年5月14日
答 申 年 月 日	平成27年6月22日
答 申 内 容	「平成26年3月3日付け福市住公第769号において、公文書を公開しない理由欄に記載されている内容の根拠となる現地調査(月日)等の資料」について、福岡市住宅供給公社が行った非公開決定処分は妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成27年7月16日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却(答申どおり)

諮 問 の 概 要 (平成26年度諮問第7号)	①不服申立て事案についての諮問 別紙の「料金後納郵便物差出表」記載の郵便物について、この郵便物を「公金」を使用して送付できる根拠となる文書。
実 施 機 関	教育委員会学校指導課
決 定 年 月 日	平成26年3月27日(非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求にかかる公文書を保有していない。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年5月8日
諮 問 年 月 日	平成26年6月2日
答 申 年 月 日	平成27年6月8日

答 申 内 容	「別紙の「料金後納郵便物差出表」記載の郵便物について、この郵便物を「公金」を使用して送付できる根拠となる文書」について、福岡市教育委員会が行った非公開決定処分は妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成27年7月8日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却(答申どおり)

諮 問 の 概 要 (平成26年度諮問第8号)	①不服申立て事案についての諮問 平成24年度の地方公務員法による懲戒処分(分限含む)に関する文書
実 施 機 関	総務企画局人事課
決 定 年 月 日	平成26年3月18日(一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当 ・ 職員の個人情報に該当するため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年5月9日
諮 問 年 月 日	平成26年6月6日
答 申 年 月 日	平成27年3月10日
答 申 内 容	「平成24年度の地方公務員法による懲戒処分(分限含む)に関する文書」について福岡市長が行った一部公開決定処分は妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成27年3月19日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却(答申どおり)

諮 問 の 概 要 (平成26年度諮問第9号)	①不服申立て事案についての諮問 平成25年度の地方公務員法による懲戒処分(分限含む)に関する文書
実 施 機 関	総務企画局人事課
決 定 年 月 日	平成26年5月15日(一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当 ・ 職員の個人情報に該当するため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年6月6日
諮 問 年 月 日	平成26年7月3日
答 申 年 月 日	平成27年3月10日
答 申 内 容	「平成25年度の地方公務員法による懲戒処分(分限含む)に関する文書」について福岡市長が行った一部公開決定処分は妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成27年3月19日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却(答申どおり)

諮 問 の 概 要 (平成26年度諮問第10号)	①不服申立て事案についての諮問 特定職員の懲戒処分に関する文書(存否応答拒否)
実 施 機 関	総務企画局人事課
決 定 年 月 日	平成26年5月15日(非公開決定)
非 公 開 理 由	存否応答拒否
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年6月16日
諮 問 年 月 日	平成26年7月3日
答 申 年 月 日	平成27年3月10日
答 申 内 容	「特定職員の懲戒処分に関する文書」について福岡市長が行った非公開決定処分(存否応答拒否)は妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成27年3月19日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却(答申どおり)

諮 問 の 概 要 (平成26年度諮問第11号)	①不服申立て事案についての諮問 ガソリン漏えい事故時の措置届出書
実 施 機 関	環境局環境保全課
決 定 年 月 日	平成26年6月16日(一部公開決定)

非公開理由	条例第7条第1号及び第3号に該当 ・個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるため。 ・実印、銀行印は、不動産取引等の重要な契約締結や、銀行預金の払出に必要であるなど、社会生活上重要な意味を有しており、「印影」自体が保護すべき対象であるため。
不服申立て年月日	平成26年6月26日
諮問年月日	平成26年7月8日
答申年月日	平成27年8月25日
答申内容	「ガソリン漏えい事故時の措置届出書」について福岡市長が行った一部公開決定処分は妥当である。
裁決・決定年月日	平成27年9月7日
裁決・決定内容	棄却(答申どおり)

諮問の概要 (平成26年度諮問第12号)	①不服申立て事案についての諮問 地下鉄電機工事で事故のためけがや病気になった際の報告書
実施機関	交通局総務課
決定年月日	平成26年6月5日(一部公開決定)
非公開理由	条例第7条第1号及び第2号に該当 ・Wi-Fi、携帯電話のアンテナの位置と電波範囲について、公にしないとの条件で法人より任意に提供された資料であるため。 ・携帯電話アンテナの設置費用については、設置法人が負担しており、資料不存在のため。 ・特定の個人が識別できるため。 ・公にすることで法人の利益を害するおそれがあるため。
不服申立て年月日	平成26年6月26日
諮問年月日	平成26年7月16日
答申年月日	平成27年9月8日
答申内容	「地下鉄電機工事で事故のためけがや病気になった際の報告書」について福岡市交通事業管理者が行った一部公開決定処分は妥当である。
裁決・決定年月日	平成27年9月11日
裁決・決定内容	棄却(答申どおり)

諮問の概要 (平成26年度諮問第13号)	①不服申立て事案についての諮問 特定職員の福岡市役所入庁から現在に至るまでの経歴
実施機関	総務企画局人事課
決定年月日	平成26年6月3日(非公開決定)
非公開理由	条例第7条第1号に該当 ・職員の個人情報に該当するため。
不服申立て年月日	平成26年6月26日
諮問年月日	平成26年7月16日
答申年月日	平成27年8月25日
答申内容	「特定職員の福岡市役所入庁から現在に至るまでの経歴」について福岡市長が行った非公開決定処分は妥当である。
裁決・決定年月日	平成27年9月4日
裁決・決定内容	棄却(答申どおり)

諮問の概要 (平成26年度諮問第14号)	①不服申立て事案についての諮問 13階フロアの証明実験における検証方法に係る書類のうち、照度測定記録
実施機関	環境局温暖化対策課
決定年月日	平成26年6月6日(非公開決定)
非公開理由	公開請求にかかる公文書を保有していない。
不服申立て年月日	平成26年6月27日
諮問年月日	平成26年7月17日
答申年月日	平成27年8月10日

答 申 内 容	「13階フロアの証明実験における検証方法に係る書類のうち、照度測定記録」について福岡市長が行った非公開決定処分は妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成27年8月12日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却(答申どおり)

諮 問 の 概 要 (平成26年度諮問第15号)	①不服申立て事案についての諮問 福岡市立こども病院の費用について、次の項目別明細。1. 建設費用の総額と明細。2. 同敷地内の地盤整備工事費用の総額と明細
実 施 機 関	福岡市立病院機構
決 定 年 月 日	平成26年6月18日(非公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第2号に該当。 ・事業者からの提案内容については、技術的知識や経験等を含むノウハウであり、知的財産にあたるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年8月12日
諮 問 年 月 日	平成26年9月11日
答 申 年 月 日	平成28年3月31日
答 申 内 容	「福岡市立こども病院の費用について、次の項目別明細。1. 建設費用の総額と明細。2. 同敷地内の地盤整備工事費用の総額と明細」について、地方独立行政法人福岡市立病院機構が行った非公開決定は、別紙に示す部分については、公開することが妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	一部認容(答申どおり)

諮 問 の 概 要 (平成26年度諮問第16号)	①不服申立て事案についての諮問 政務調査費の支出に関する住民訴訟に関する一切の書類
実 施 機 関	総務企画局法制課
決 定 年 月 日	平成26年11月25日(一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号、第2号及び第3号に該当 ・特定の個人を識別することができる情報であるため。 ・公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、かつ財産の保護又は犯罪の予防に支障を及ぼす恐れがある情報であるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成26年12月1日
諮 問 年 月 日	平成26年12月26日
答 申 年 月 日	平成28年2月8日
答 申 内 容	「政務調査費の支出に係る住民訴訟に関する一切の書類」について、福岡市長が行った一部公開決定は、非公開とした部分のうち、甲第1号証に記載の住民監査請求人の氏名に係る部分については、公開することが妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成28年2月24日
裁 決 ・ 決 定 内 容	一部認容(答申どおり)

諮 問 の 概 要 (平成26年度諮問第17号)	①不服申立て事案についての諮問 平成23年度〇〇中学校生徒名簿(学年別一覧)を外部へ提供したことを容認できる根拠となる文書
実 施 機 関	教育委員会学校指導課
決 定 年 月 日	平成26年12月26日(非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求にかかる公文書を保有していない。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成27年2月13日
諮 問 年 月 日	平成27年3月9日
答 申 年 月 日	平成28年2月8日
答 申 内 容	「平成23年度〇〇中学校生徒名簿(学年別一覧)を外部へ提供したことを容認できる根拠となる文書」について、福岡市教育委員会が行った非公開決定処分は妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成28年3月7日

裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却(答申どおり)
---------------	-----------

諮 問 の 概 要 (平成27年度諮問第1号)	①不服申立て事案についての諮問 〇〇氏(又は代理人)が△△氏にかかる住民異動届を開示請求した際の事務手続き記録に関する文書
実 施 機 関	南区市民部市民課
決 定 年 月 日	平成27年3月4日(非公開決定)
非 公 開 理 由	存否応答拒否
不 服 申 立 て 年 月 日	平成27年4月2日
諮 問 年 月 日	平成27年5月12日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (平成27年度諮問第2号)	①不服申立て事案についての諮問 H25. 4. 1現在の特定市営住宅1棟～7棟の空部屋番号
実 施 機 関	福岡市住宅供給公社総務課
決 定 年 月 日	平成27年4月13日(非公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号及び第3号に該当 ・個人の特定に繋がる情報であること。また、防犯上の支障をおよぼすおそれがある情報であるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成27年4月23日
諮 問 年 月 日	平成27年5月13日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (平成27年度諮問第3号)	①不服申立て事案についての諮問 H24. 4. 1現在の特定市営住宅1棟～7棟の空部屋番号
実 施 機 関	福岡市住宅供給公社総務課
決 定 年 月 日	平成27年4月13日(非公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号及び第3号に該当 ・個人の特定に繋がる情報であること。また、防犯上の支障をおよぼすおそれがある情報であるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成27年4月23日
諮 問 年 月 日	平成27年5月13日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (平成27年度諮問第4号)	①不服申立て事案についての諮問 H24. 10. 1現在の特定市営住宅1棟～7棟の空部屋番号
実 施 機 関	福岡市住宅供給公社総務課
決 定 年 月 日	平成27年4月13日(非公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号及び第3号に該当 ・個人の特定に繋がる情報であること。また、防犯上の支障をおよぼすおそれがある情報であるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成27年4月23日
諮 問 年 月 日	平成27年5月13日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮問の概要 (平成27年度諮問第5号)	①不服申立て事案についての諮問 H25. 10. 1現在の特定市営住宅1棟～7棟の空部屋番号
実施機関	福岡市住宅供給公社総務課
決定年月日	平成27年4月13日(非公開決定)
非公開理由	条例第7条第1号及び第3号に該当 ・個人の特定に繋がる情報であること。また、防犯上の支障をおよぼすおそれがある情報であるため。
不服申立て年月日	平成27年4月23日
諮問年月日	平成27年5月13日
答申年月日	—
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (平成27年度諮問第6号)	①不服申立て事案についての諮問 H26. 4. 1現在の特定市営住宅1棟～7棟の空部屋番号
実施機関	福岡市住宅供給公社総務課
決定年月日	平成27年4月13日(非公開決定)
非公開理由	条例第7条第1号及び第3号に該当 ・個人の特定に繋がる情報であること。また、防犯上の支障をおよぼすおそれがある情報であるため。
不服申立て年月日	平成27年4月23日
諮問年月日	平成27年5月13日
答申年月日	—
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (平成27年度諮問第7号)	①不服申立て事案についての諮問 H26. 10. 1現在の特定市営住宅1棟～7棟の空部屋番号
実施機関	福岡市住宅供給公社総務課
決定年月日	平成27年4月13日(非公開決定)
非公開理由	条例第7条第1号及び第3号に該当 ・個人の特定に繋がる情報であること。また、防犯上の支障をおよぼすおそれがある情報であるため。
不服申立て年月日	平成27年4月23日
諮問年月日	平成27年5月13日
答申年月日	—
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (平成27年度諮問第8号)	①不服申立て事案についての諮問 H27. 4. 1現在の特定市営住宅1棟～7棟の空部屋番号
実施機関	福岡市住宅供給公社総務課
決定年月日	平成27年4月13日(非公開決定)
非公開理由	条例第7条第1号及び第3号に該当 ・個人の特定に繋がる情報であること。また、防犯上の支障をおよぼすおそれがある情報であるため。
不服申立て年月日	平成27年4月23日
諮問年月日	平成27年5月13日
答申年月日	—
答申内容	—
裁決・決定年月日	—

裁 決 ・ 決 定 内 容	—
---------------	---

諮 問 の 概 要 (平成27年度諮問第9号)	①不服申立て事案についての諮問 福岡市保健福祉局生活衛生部生活衛生課による，地域猫活動における，各実施地区の地区名，住所，代表者，参加者数，野良猫の手術頭数，聞き取り調査結果，実施に至るまでの説明会実施等の時系列一覧，および各実施地区における，給餌・清掃・不妊去勢手術等の計画書や，それら実施実績を示す報告書，及び活動を証明する写真画像
実 施 機 関	保健福祉局生活衛生部生活衛生課
決 定 年 月 日	平成27年3月6日(一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号及び第5号に該当 ・地域猫活動の代表者氏名，(住所)，電話番号及び活動者氏名は個人情報であるため。地区名，(住所)，及び活動地区周辺地区は，活動に支障を及ぼす恐れがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成27年5月8日
諮 問 年 月 日	平成27年5月21日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (平成27年度諮問第10号)	①不服申立て事案についての諮問 特定地番の (1)上記空アパートに関する近隣住民からの苦情等申し入れ履歴， (2)上記空アパートに関する「福岡市空き家の倒壊等による被害の防止に関する条例」に基づく調査結果， (3)所有者等に対する指導及び回答・対応履歴
実 施 機 関	住宅都市局建築指導部建築物安全推進課
決 定 年 月 日	平成27年9月11日(非公開決定)
非 公 開 理 由	(1)存否応答拒否 (2)条例第7条第1号及び第5号に該当 対象文書を公開すると，当該建物に対する評価内容を公表することとなり，個人の権利利益を害するおそれがあるとともに，市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (3)条例第7条第1号に該当 対象文書を公開すると，特定の個人を認識することができ，個人の権利利益を害するおそれがあるため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成27年9月16日
諮 問 年 月 日	平成27年10月16日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (平成27年度諮問第11号)	①不服申立て事案についての諮問 ①「本年度に福岡市に採用されるとして，入庁就職した者が福岡市に提出した宣誓書のたぐいの文書のすべて」として，今年度新規採用職員の宣誓書， ②「特定職員が就職するに際して，福岡市に提出した宣誓書のすべての文書」として，当該職員の宣誓書
実 施 機 関	総務企画局人事部人事課
決 定 年 月 日	平成27年10月27日(一部公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当 ・個人情報に該当するため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成27年11月12日
諮 問 年 月 日	平成27年12月11日
答 申 年 月 日	—

答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (平成27年度諮問第12号)	①不服申立て事案についての諮問 特定地域の「平成27年国勢調査員名簿」及び「平成27年国勢調査指導員名簿」
実 施 機 関	博多区総務部総務課
決 定 年 月 日	平成27年11月24日(非公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第6号に該当 ・対象文書については、国から不開示とする旨通知されているため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成27年11月30日
諮 問 年 月 日	平成27年12月25日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (平成27年度諮問第13号)	①不服申立て事案についての諮問 児童扶養手当受給資格者名簿の作成日について、受給資格喪失後に作成可能な根拠となる文書
実 施 機 関	こども未来局こども部こども家庭課
決 定 年 月 日	平成27年12月18日(非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成28年1月6日
諮 問 年 月 日	平成28年1月12日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (平成27年度諮問第14号)	①不服申立て事案についての諮問 総務企画局所属の特定職員が福岡市に就職するとして提出した誓約書」, 及び「総務企画局所属の特定職員の入庁から現在に至るまでの年度別所属部課名一覧と国家資格証のコピー
実 施 機 関	総務企画局人事部人事課
決 定 年 月 日	平成27年11月30日(一部公開・非公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当 ・個人情報に該当するため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成27年12月14日
諮 問 年 月 日	平成28年1月13日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (平成27年度諮問第15号)	①不服申立て事案についての諮問 保健福祉局所属の特定職員が市に提出した国家資格証のコピーと入庁から現在に至るまでの年度別所属先部課名一覧
実 施 機 関	総務企画局人事部人事課
決 定 年 月 日	平成27年11月30日(非公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当 ・個人情報に該当するため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成27年12月14日
諮 問 年 月 日	平成28年1月13日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—

裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (平成27年度諮問第16号)	①不服申立て事案についての諮問 住宅都市局と福岡市住宅供給公社に、福岡市から出向している職員のうち、課長格以上の職員の福岡市入庁時から現在に至るまでの年度別所属先部局課名一覧
実 施 機 関	総務企画局人事部人事課
決 定 年 月 日	平成27年11月30日(非公開決定)
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当 ・個人情報に該当するため。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成27年12月14日
諮 問 年 月 日	平成28年1月13日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (平成27年度諮問第17号)	①不服申立て事案についての諮問 衆議院解散日(H26年11月21日)前に、福岡市東京事務所が解散総選挙を把握していた根拠となる文書、及び福岡市東京事務所と福岡市教育委員会が「やりとり」をする関係性が確認できる文書
実 施 機 関	総務企画局東京事務所
決 定 年 月 日	平成28年1月15日(非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成28年2月5日
諮 問 年 月 日	平成28年2月24日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (平成27年度諮問第18号)	①不服申立て事案についての諮問 衆議院解散日(H26年11月21日)前に、福岡市東京事務所が解散総選挙を把握していた根拠となる文書、及び福岡市東京事務所と福岡市教育委員会が「やりとり」をする関係性が確認できる文書
実 施 機 関	教育委員会学校空調整備推進室
決 定 年 月 日	平成28年1月15日(非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成28年2月5日
諮 問 年 月 日	平成28年2月25日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要 (平成27年度諮問第19号)	①不服申立て事案についての諮問 福岡市立、小中学校の管理職の教職員が、前任校のPTA名簿(委員在任中の保護者のTEL番号等々)を所持する事を容認している文書
実 施 機 関	教育委員会教育支援部生涯学習課
決 定 年 月 日	平成28年1月18日(非公開決定)
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不 服 申 立 て 年 月 日	平成28年2月5日
諮 問 年 月 日	平成28年2月25日
答 申 年 月 日	—
答 申 内 容	—

裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—